



藤田 まこと

No. 12

議会だより

九月
定例会

発行者 藤田 まこと
事務所 青森市中央1丁目22-5
青森市議会
社民党・市民の会控室
TEL:017-734-5692
FAX:017-722-8902
印刷所 スタジオとまと
TEL/FAX:017-761-2770

富田地区の洪水対策・雨水ポンプ場整備へ



富田地区において、平成12年7月25日及び平成19年11月12日の集中豪雨による被害が発生したことから、現状の排水状況や地形状況、沖館川の水位等を調査したところ、富田地区は地盤が低く自然流下が困難であるため、雨水ポンプ場が必要と判断、平成24年7月に事業認可を受け、本年度の当初予算に用地取得費及び土木工事費を計上し、本定例会においてポンプ場建設の予算が可決しました。

平成25年8月12日に入札が終了し、平成27年3月27日までに竣工する予定です。その後平成27年度に建築工事、平成27年度から平成28年度に雨水幹線工事、平成28年度から平成30年度に機械・電気工事を行い、平成31年度に供用開始を目指します。

ポンプ排水能力 毎秒3.3立方メートルを2台設置。

建物は鉄筋コンクリート地上2階、地下2階建て、ポンプ場は旧工業高校野球場跡地に3,300平方メートルを取得し、雨水配管は沖館小学校付近までの市道地下に内径1,650ミリメートル、延長約420メートルが布設される。

工業高校跡地グランド利用計画の残り2/3の取り扱いは、県との協議中との事。沖館小学校から相野十字の市道の部分について、ブロックを取り除き雪寄せ場としての利用も要望しています。



どこでも市民相談会

市民相談会を日常的に行います。場所を選ばず、お茶の間でも、市民センターでも、道路上でも、どこでも、相談者の希望するところで、相談を承ります。

会派事務所に連絡下されば、こちらから御連絡差し上げ、日程等調整させていただきます。



風しんワクチン接種補助事業を始めます

対象者 妊娠予定者又は希望する者、妊婦の夫及び同居家族
平成24年4月1日以前に生まれた方

助成内容 風しん抗体検査費用 上限 5千円
風しんワクチン接種費用 上限 9千円

(必ず先に抗体検査を行い、抗体が低く必要な方のみ助成)

助成期間 10月から来年3月末の本年度中、1回だけ

※詳しいことは、健康づくり推進課(743-6111)まで

新田地区の洪水について

9月15日～16日にかけての大雨で、フェリーへの立体橋と国道280号交差点から、新田のコンビニまで広範囲に冠水し交通止めとなりました。周辺を調査、その要因は地域の皆さんご存じの通り満潮時新城川への自然流下ができず、富田3丁目の一部・4丁目、新田地区の雨水が集中するためです。満潮時の道路冠水、床上浸水を防止するには、新田浄化センター内にある排水路か、その上流地域に富田ポンプ場と同じ様に排水ポンプを整備するのが良いのではと思っています。



一般質問項目 1. 洪水・土砂災害対策について 2. 下水道について 3. 市営住宅について

1. 洪水・土砂災害対策について

近年、局地的な集中豪雨が多く、全国で氾濫被害がでているので、青森市の対策を質問した。

答弁

大雨警報及び洪水警報や土砂災害警戒情報が発表された場合、全庁の「警戒配備体制」によりパトロールを強化し、災害が予想される場合「避難準備情報」を発令、被害が想定される区域に対し「避難勧告」等を発令し避難所を開設する。さらに危険性が高まれば「避難指示」を発令し、速やかに避難を呼びかける。

危険度 ↓ 大

避難準備情報 ↓ 避難勧告 ↓ 避難指示

※特別警報が気象庁から発令された場合は「ただちに命を守る行動」をとらなければならない。

2. 下水道について

沖館川をきれいにする会の報告をし、河川の汚染防止のための水洗化対策を質問した。

答弁

平成24年度末で、公共下水道、農業集落排水施設利用可能な世帯(普及率)併せて80.2%で、そのうち的水洗化率は85.7%である。

平成22・23年度は施設整備後一定期間内に水洗化をしていない世帯に対して、国に緊急雇用対策事業を活用し、9,578世帯に毎戸訪問し、緊急雇用の事業廃止後の平成24年度には水洗化率が低い、西部地区を中心に242世帯に水洗化要請を行った。

人槽区分	助成限度額
5人槽	352,000円
6～7人槽	441,000円
8～10人槽	588,000円

青森市はくみ取りや単独浄化槽からの切り換えのための費用の一部を補助する事業があり、平成24年度、72世帯が補助事業を活用している。(新築や下水道整備地域の場合対象外)こうした取り組みの結果、平成24年度新たに1,198世帯が水洗化された。

低所得や年金受給者等の世帯に対して下水道への切り替えの補助制度を提案しました。

3. 市営住宅について

市営住宅の入居選考が適正に行われているか質問した。

答弁 入居選考にはポイント方式と公開抽選方式がある。

○ポイント方式について(市営住宅28団地中11団地)
現状の住居や設備、世帯構成などを考慮して住宅困窮度を数値化して、希望団地ごとに名簿登録し、年4回、4・7・10・1月に開催、市営住宅入居者選考委員会において、ポイントの高い世帯順に入居者を決定する。

○公開抽選方式(市営住宅28団地中17団地)
空き室が生じた場合、年6回、奇数月に広報あおもり等で募集し、翌月に、入居申込者立ち会いのもと公開で抽選を行う。

抽選にあたり、住宅困窮度の高い、高齢者や障害者、子育て世帯、母子・父子世帯等については、当選率を2倍にして優遇措置を講じている。

抽選回数を重ね、外れの回数が多い入居希望者には更なる優遇措置を行うよう要望した。

☆ご意見・ご要望をお待ちしています☆

社民党・市民の会控室 藤田 まこと

TEL:017-734-5692 FAX:017-722-8902